

○農林水産省告示第二百二十号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百九条の規定に基づき、同条の農林水産大臣が定める率を次のように定める。

令和五年二月九日

農林水産大臣 野村 哲郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附 則

- 1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 令和元年十二月二十三日農林水産省告示第千六百九十八号（農業保険法施行規則第百九条の農林水産大臣が定める率を定める件）は、廃止する。
- 3 この告示は、令和五年四月一日以後に共済掛金期間が開始する疾病傷害共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済掛金期間が開始する疾病傷害共済の共済関係については、なお従前の例による。

「次のよう」

農業保険法施行規則第 109 条の農林水産大臣が定める率は、次の各号に掲げる共済関係に応じ、都道府県（別表 2 において当該都道府県の区域を細分した地域を定めたときは、当該地域）ごと及び包括共済家畜区分ごとに、当該各号に定めるとおりとする。

一 乳用牛又は肉用牛に係る包括共済関係（共済掛金期間の開始時の場合）

共済掛金期間の開始の時において組合員等が現に飼養している当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する子牛以外の牛のその時における価額の合計額に別表 1 の支払限度率算定基礎率 A の欄に定める率を乗じて得た金額と共済掛金期間の開始の時において組合員等が現に飼養している当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する子牛のその時における価額の合計額に別表 1 の支払限度率算定基礎率 B の欄に定める率を乗じて得た金額の合計額を共済掛金期間の開始の時において組合員等が現に飼養している当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する家畜のその時における価額の合計額で除して得た率

二 乳用牛又は肉用牛に係る包括共済関係（共済掛金期間の中途において支払限度額を変更する場合）

支払限度額の変更時において組合員等が現に飼養している当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する子牛以外の牛のその時における価額の合計額に別表 1 の支払限度率算定基礎率 A の欄に定める率を乗じて得た金額と支払限度額の変更時において組合員等が現に飼養している当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する子牛のその時における価額の合計額に別表 1 の支払限度率算定基礎率 B の欄に定める率を乗じて得た金額の合計額を支払限度額の変更時において組合員等が現に飼養している当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する家畜のその時における価額の合計額で除して得た率

三 前二号に掲げる共済関係以外の共済関係

別表 1 の病傷共済金支払限度率の欄に定める率（個別共済関係が成立した家畜のうち一般馬及び種豚については、一般馬及び種豚に係る包括共済対象家畜の種類に定める支払限度率の欄に定める率、乳用牛及び肉用牛については、乳用牛及び肉用牛に係る包括共済対象家畜の種類に定める支払限度率算定基礎率 A の欄に定める率）

（注） この告示の公布後に農業共済組合又は市町村の区域変更が行われた場合についても、別表 2 に掲げる区域は、当該区域変更が行われた後最初に別表 1 が改定されるまでの間は、当該区域変更の前の区域とする。

別表 1

都道府県名	包括共済家畜区分 ・共済目的の種類	地域名	病傷共済金 支払限度率 算定基礎率 A	病傷共済金 支払限度率 算定基礎率 B	病傷共済金 支払限度率
福島県	乳用牛	第 1 区域	11.189	51.842	—
福島県	肉用牛	第 1 区域	5.557	25.749	—
福島県	一般馬	第 1 区域	—	—	5.365
福島県	種豚	第 1 区域	—	—	9.143
福島県	種雄牛 (乳用種種雄牛)	第 1 区域	—	—	10.204
福島県	種雄牛 (肉用種種雄牛)	第 1 区域	—	—	9.307
福島県	種雄馬	第 1 区域	—	—	5.633

別表 2（都道府県の区域を細分した地域）

都道府県名	包括共済家畜区分 ・共済目的の種類	地域名	区域
福島県	乳用牛	第 1 区域	福島県の区域
福島県	肉用牛	第 1 区域	福島県の区域
福島県	一般馬	第 1 区域	福島県の区域
福島県	種豚	第 1 区域	福島県の区域
福島県	種雄牛 (乳用種種雄牛)	第 1 区域	福島県の区域
福島県	種雄牛 (肉用種種雄牛)	第 1 区域	福島県の区域
福島県	種雄馬	第 1 区域	福島県の区域